

武蔵野市歯科医師会ハンドブック

武蔵野市歯科保健キャンペーン標語

【じょうぶな体、元気なお口】



平成 24 年度版

公益社団法人 東京都武蔵野市歯科医師会

目次

はじめに.....	1
1 会と会員の基本理念及び定義.....	2
2 公益社団法人 東京都武蔵野市歯科医師会とは.....	3
3 地域との係わり.....	5
4 歯科医師会の仕組みについて.....	6
5 入会時の諸費用について.....	7
6 会よりの銀行引き落としと振込について.....	9
7 福祉共済制度について.....	11
8 武蔵野市歯科医師連盟について.....	14
9 新春の集いについて.....	14
10 三師会について.....	15
11 災害救助委員会(警察歯科医会)について.....	15
12 東京都歯科健康保険組合について.....	16
13 青色申告会について.....	16
14 小規模企業共済について.....	17
15 歯科医師会の各種融資制度について.....	18
16 医事処理について.....	20
17 歯科医師賠償責任保険について ★必ずご加入下さい★.....	20
18 会よりの連絡方法について.....	21
19 役員職務分担について.....	23
20 各種委員会の委員選出について.....	24
21 ブロック及び班について.....	24
22 保健センターでの健診等について.....	25
23 介護予防事業について.....	28
24 高齢者施設歯科健診について.....	28
25 摂食嚥下リハビリテーション研修.....	29
26 在宅高齢者訪問歯科健診.....	29
27 歯科健康診査.....	29
28 30歳代お口の健診.....	30
29 休日歯科応急診療について.....	30
30 校医及び学校健診について.....	32
31 歯の衛生週間について.....	32
33 MDA(会報)について.....	37
34 厚生事業等について.....	37
35 同好会について.....	38
36 生涯研修事業について.....	38
37 血液検査・胸部レントゲン検査及びB肝ワクチンについて.....	40
38 DVD・ビデオ・書籍の貸し出しについて.....	40
39 各種案内について(相談・連絡先の).....	40

はじめに

公益法人制度改革により、公益社団法人東京都武蔵野市歯科医師会は、平成 24 年 4 月 1 日に設立登記いたしました。本会は遡る事、昭和 41 年 4 月に北多摩歯科医師会武蔵野支部から独立して発足以来、武蔵野市における唯一の歯科医療の専門団体として市民の皆さんの口腔の健康増進に積極的に取り組んでおります。

平成 23 年 8 月 10 日、法律第 95 号として、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が公布施行されました。歯科口腔保健の推進に関する施策を総合的に推進するための法律であり、施策に関する基本理念、国・地方公共団体等の責務などが定められ、歯科疾患の予防や口腔の保健に関する調査研究をはじめ、国民が定期的に歯科健診を受けること等の勧奨や、障害者・介護を必要とする高齢者が定期的に歯科健診を受けることまたは歯科医療を受けることができるようにする等の内容となっています。

現在、国並びに地方公共団体では「地域リハビリテーション」をいかに推進していくかが課題として挙げられています。「地域リハビリテーション」とは、全ての市民が、その年齢や状態にかかわらず、住み慣れた地域で、本人の意思に基づいて安心して生活が続けられるよう、保健、医療、福祉、教育等地域生活に関わるあらゆる組織及び人が連携した継続的かつ体系的な支援を推進していくことで、我々歯科医師の果たす役割の重要性は、計り知れないものがあります。それは、口腔は「食べること」や会話・表情などを通じた「コミュニケーション」に関わる機能をもち、口腔の健康を維持増進するための歯科医療は、人々の「生きる力を支える生活の医療」であると共に、「食と言葉」という文化の継承を支える役割をも担っているからです。今までの口腔保健活動に加え、さらに市民の生活の質の向上を目標として、「何をすべきか」「何ができるか」皆さんと考えていきましょう。

地域での口腔保健の重要性を確実に市民の皆さんに認識して頂くには、まず地区の歯科医師が目的を十分に理解、認識し、一つになって活動して行く事が必要です。日々の診療に加え、口腔保健活動にこれまで以上のご協力をお願い申し上げます。

この冊子には、公益社団法人としての、武蔵野市における口腔保健活動が記載されています。十分なるご理解を賜わりまして、「仲良く、楽しく、一生懸命」に活動してまいりましょう。

平成 24 年 4 月 1 日

公益社団法人
東京都武蔵野市歯科医師会
会 長 辰野 隆

1 会と会員の基本理念及び定義

【権利と義務】

公益社団法人東京都武蔵野市歯科医師会定款施行規則、第1章から第8章まで、会員の権利と義務、会員の定義と種別が定められていますが、会員の権利と義務は表裏一体のもので、本会の定義と共に覚えておいて下さい。

1) 本会の定義と基本理念

民法第34条（公益法人の設立）に定める学術専門団体として設立された**公益法人**（公共の利益を目的とし、営利を目的としない法人）であり**社団法人**（一定の目的のもとに結合した人の集合体で団体としての組織を有し、団体自身が権利と義務を有する社会上一個の単一体として存在するもの）として設立されたものである。公益法人認定法により、平成24年4月1日より公益社団法人となった。

2) 本会の会員

武蔵野市内の診療所、病院又は他の職場に就業し、開設者又は責任のある立場にあるか、又は住所を有する歯科医師を第一種会員とし、第二種会員は、第一種会員以外のものとする。終身会員は、通算20年以上本会会員であり、満70歳を超えた者は次年度より終身会員とし、表彰して通常会費を免除する。但し、特別会費及び負担金はこの限りではない。賛助会員は本会の目的に賛同する個人又は団体とする。

3) 会員の権利・義務

すべての会員の権利・義務は平等とする

- (1) 会員は、すべて選挙権を有する。但し被選挙権は入会后2年を経過した会員とする。
- (2) 総会へ出席する権利と表決の権利を有する。
- (3) 自己の意見、研究、報告などを、本会会合や、刊行物に発表する権利を有する。
- (4) 本会が発行する会誌や印刷物の頒布を受けまたは購入する権利を有する。
- (5) 業務上の権利を侵害されたり、その可能性が生じた場合、またトラブルが発生した時の保護や手続きの代行を求める権利を有する。
- (6) 本会の定款、規則、規程を遵守し、会務の運営に協力し、諸会議に出席する義務を有する。
- (7) 総会の議決を遵守する義務を有する。
- (8) 本会所定の会費・負担金を本会へ納入する義務を有する。
- (9) 日本歯科医師会・東京都歯科医師会の会員となる資格を有する。
- (10) 医道高揚と、医療・保険・福祉の向上をはかり、その増進に寄与することに努める義務を有する。
- (11) 会員の行動に変更が生じた場合、速やかに諸届け出の義務を有する。

2 公益社団法人 東京都武蔵野市歯科医師会とは

【当会の歴史】

昭和 41 年 4 月北多摩歯科医師会武蔵野支部より社団法人東京都武蔵野市歯科医師会として多摩地区で初めて分離独立しました。(当会年史参照)

公益法人制度改革法により、平成 24 年 4 月 1 日より公益社団法人東京都武蔵野市歯科医師会に名称を改めています。

【上部機関との関係】

1) 日本歯科医師会

地区歯科医師会の会員は、同時に日本歯科医師会会員でもある。

当会は多くの役職の選任を受けている。

2) 東京都歯科医師会

①東京都歯科医師会代議員会

各地区歯科医師会より、地区割として 1 名、地区会員 70 名毎、端数が生じた場合はその数が 36 名を超えたとき 1 名を加える。代議員は会務の重要な事項について審議し議決する職務を有する。尚、代議員と同数の予備代議員を定めている。

②参事会

参事会は、参事(支部長および東京都歯科医師会で承認した歯科医師会会長をもってあて、東京都歯科医師会会長が委嘱する)をもって構成し東京都歯科医師会会長の諮問に応え会務運営に協力、各地区歯科医師会との相互関係を図る。

③各種委員会

委員会には、東京都歯科医師会会長の諮問に応える諮問委員会と代議員会の委任事項に関する審議機関の 2 種類がある。委員の選出は、理事会の議を経て会長が委嘱するものと、代議員の中より代議員が選出し、議長が指名し会長が委嘱するものがある。

委員の選出にあたっては、地域が推薦するものと、同窓会・校友会が推薦するものがあるが、いずれかの場合も定款に定められた会員資格を有するものとなっている。

3) 多摩地区歯科医師会連合会について

昭和 56 年、多摩地区歯科医師会連合会は多摩地区に在る 21 歯科医師会をもって組織し連合体の体制をとるようになりました。

目 的： 多摩地区に在る歯科医師会相互の連携を密にし、その共通する目的のための事業を行い、併せて地区歯科医師会の発展に寄与すること。

事 業： 1) 会長会
2) 各種表彰受賞者祝賀会及び新年会

3) 地区役員及び代議員研修会

4) 情報収集及び調査

5) 整備委員研修会

6) 親睦ゴルフ大会

会 長 : 伊藤 憲春 (立川)

事 務 所 : 多摩地区歯科医師会連合会事務局

住所 〒190-0022

東京都立川市錦町2丁目1-1

☎ 042-524-0775

F a x 042-524-0787

会 費 : 無料

3 地域との係わり

医療をめぐる環境は近年急速に変わってきています。

少子高齢化などの人口構造の変化、生活習慣病など疾病そのものの構造変化、医療経済の逼迫などが要因となって地域住民の保健医療需要は多様化し増大しています。

平成9年度における地域保健法の施行や、平成12年度施行の介護保険法の制定など様々です。又現在まで継続している武蔵野市との受託事業や、保健所業務などからも保健医療サービスの提供が強く求められています。

これらのことは、地域住民の多くが、病気や障害があっても住み慣れた地域で安心して生活が続けられる事を望んでいるからで、これに応えるため各行政、三師会、大学病院、日赤病院、保健所などの保健・医療・福祉に関する会議を高齢者・難病・母子・学童・生徒・成人の各分野にわたって開催しています。そしてこれらの会議はさらに質の高いサービスを効率的に提供できるよう関係団体に協力を要請しています。

「かかりつけ歯科医」の機能推進にも不可欠な「診診」、「病診」などの医療連携も歯科医師会としてはじめて対応可能なことでしょう。

地域医療を担う者として、地域の住民からわたくしたち歯科医師会の存在を充分認識してもらい、その要求に応えられる団体としての努力を惜しんではなりません。地元の患者さんが、他地域へ流れだすことなどあってはならないのです。

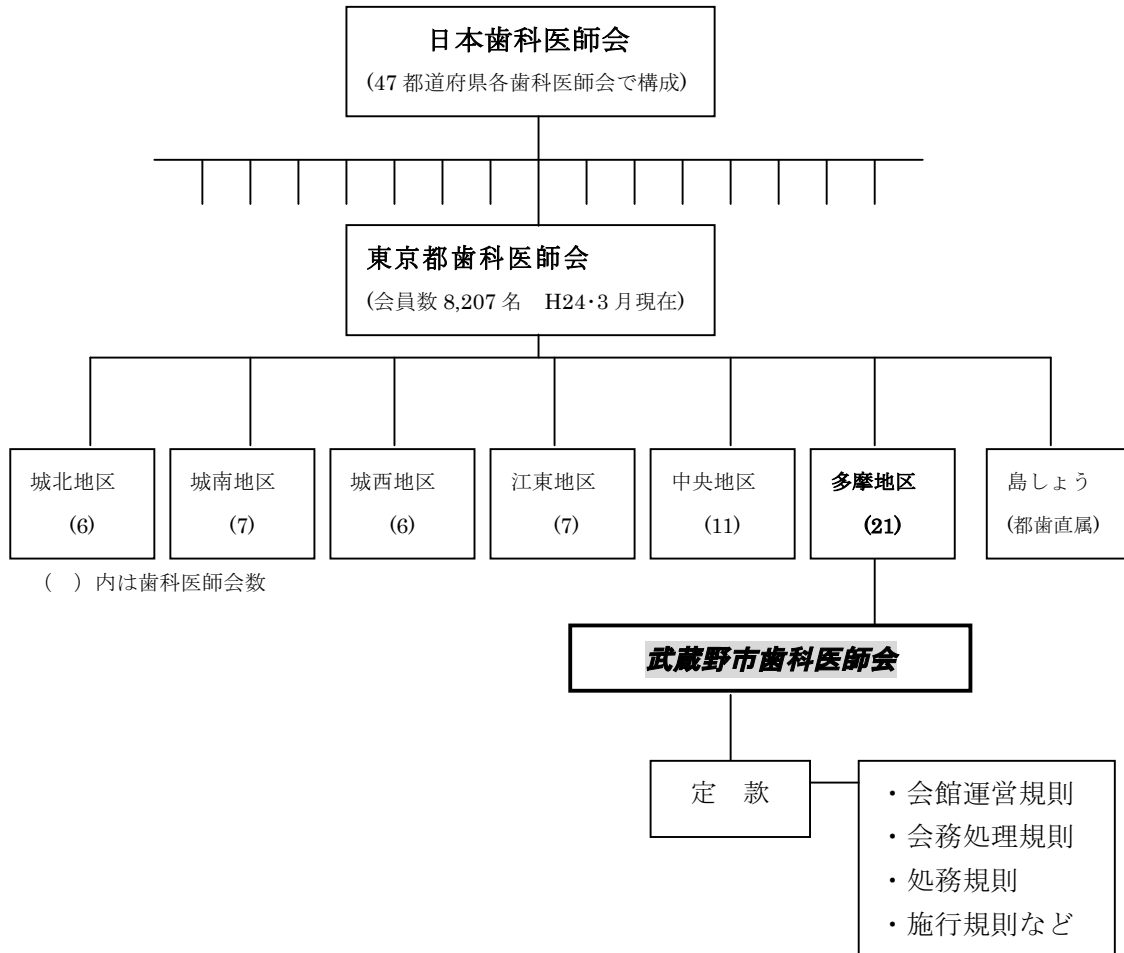
★「かかりつけ歯科医」とは！

「地域住民のライフサイクルに沿って、口腔領域のプライマリーケア(初期処置、初期手当)を継続的に提供する歯科医師」のことで、歯科疾患の治療と予防を含めた地域に密着した包括的な医療行為を行う機能を持つ歯科医師である。

そして、地域住民により選択され、地域住民の情報の管理をし、信頼関係を持ち、福祉に係わりのある多くの機能を有する歯科医師でもある。

4 歯科医師会の仕組みについて

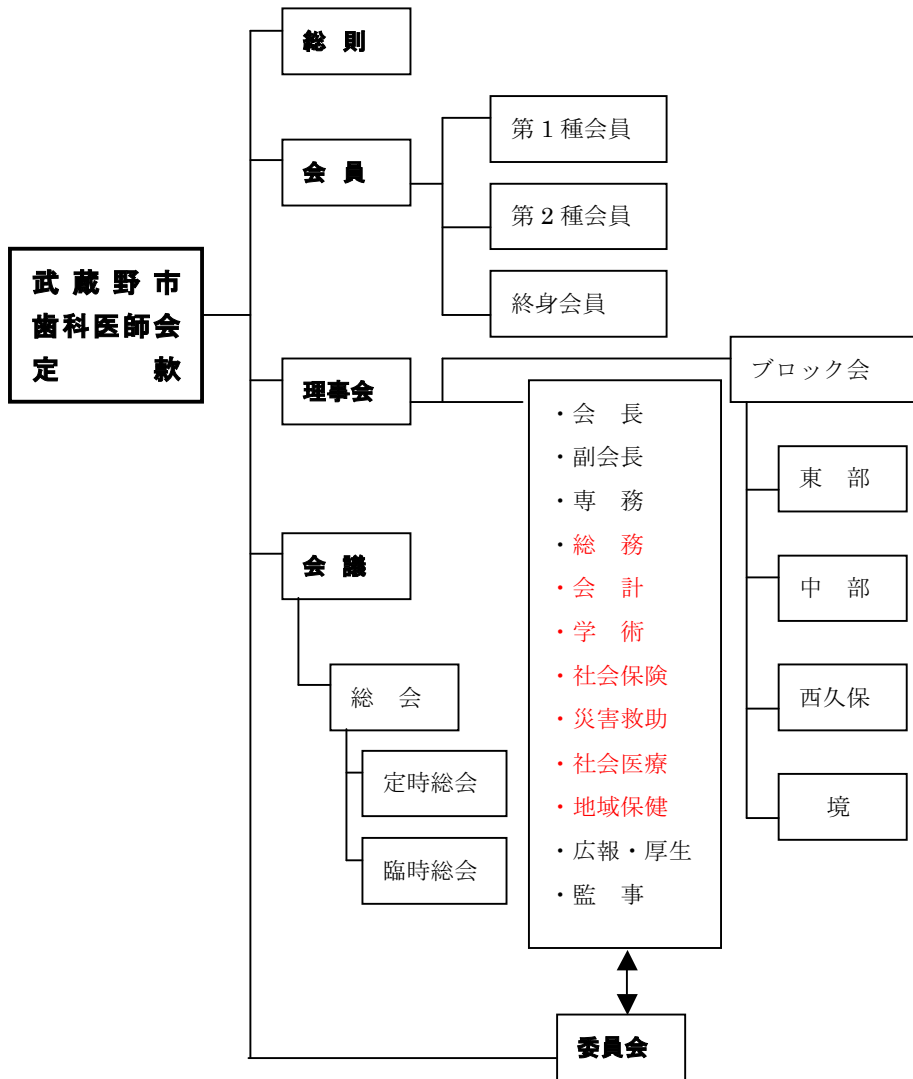
- 1) 公益社団法人東京都武蔵野市歯科医師会は平成 24 年 4 月 1 日に設立され、定款に基づき運営されています。本会の上部団体として東京都歯科医師会(都歯)、日本歯科医師会(日歯)があります。



- 2) **武蔵野市歯科医師会会員は下記の各会に所属しています**

- ・ 武蔵野市歯科医師福祉共済会
- ・ 多摩地区歯科医師会連合会
- ・ 武蔵野市三師会
(以下は任意加入)
- ・ 東京都歯科健康保険組合
- ・ 青色申告連合会

3) 本会の組織図



5 入会時の諸費用について

本会に入会するには入会時に次の各費用が必要となります。

【入会時諸費用】

入会金	日本歯科医師会	10,000
	東京都歯科医師会	150,000
	武蔵野市歯科医師会	100,000
	〃 福祉共済会入会金	180,000
負担金	日本歯科医師会福祉共済(2ヶ月分)	17,000
	東京都歯科医師会福祉共済	48,000
	東京都歯科医師会医事処理	50,000
合 計		555,000

(単位・円)

6 会よりの銀行引き落としと振込について

1) 引き落とし

本会の諸費用は金融機関からの自動引き落としとなります。

		一種	二種	終身	引き落とし月
日本歯科医師会	前期	19,000	11,500		5月
	後期	19,000	11,500		11月
東京都歯科医師会	前期	28,000	15,000	※2,000	5月
	後期	28,000	15,000	※2,000	11月
東京都歯科医師会 総合福祉保険料	前期	22,000	22,000	22,000	4月
	後期	22,000	22,000	22,000	10月
武蔵野市歯科医師会	前期	45,000	0		4月
	後期	45,000	0		9月
武蔵野市歯科医師会 福祉共済会会費		10,000	10,000	10,000	8月
武蔵野市歯科医師会 会館特別会費		10,000			12月
小計 ①		248,000	107,000	58,000	

※80歳まで2,000円

・日本歯科医師会福祉負担金 月額¥8,500

日本歯科医師連盟		23,000	11,500		7月
東京都歯科医師連盟		15,000	7,500		6月
武蔵野市歯科医師連盟	前期	8,000	8,000		5月
	後期	8,000	8,000		12月
小計 ②		54,000	35,000		
合計 ①+②		302,000	142,000	58,000	

(単位・円)

2) 振込について

振り込まれる出務手当は下記の通りです。(平成 24 年度現在)

事業	平成 24 年度出務手当金額		源泉徴収の有無
休日診療	一般休日	104,930	あり
	年未年始	209,860	あり
	5月連休加算	135,095	あり
	1月4・5日 5月連休 8月旧盆	104,290	あり
障害者歯科相談		67,000	あり
乳幼児歯科相談		45,300	あり
3才児歯科健診		45,300	あり
5歳児健診		45,300	あり
歯科健康診査	一般検査	4,760	あり
	口腔機能検査	2,860	あり
	歯周検査 歯周組織	1,900	あり
	歯周検査 レントゲン	2,860	あり
就学時健診		39,500	あり
保育園健診		39,500	あり
無料歯科健診		20,000	あり
1.6才児・母親歯科健診		47,500	あり
妊婦歯科健診		7,670/1件	あり

(単位・円)

7 福祉共済制度について

1) 武蔵野市歯科医師福祉共済会について (健康補助金について追加)

本会は、武蔵野市歯科医師会会員により組織されており、会員相互扶助の精神に則り、会員の福祉共済及び健康の増進を図ることを目的としている。

本会の役員には、幹事長（武蔵野市歯科医師会会長）以下、15～6名の幹事が武蔵野市歯科医師会会員より選任される。幹事長は、年2回の定時総会と必要に応じて臨時総会を招集する。

幹事会は、本会の運営、給付等の業務を処理する。

・運営

- (1) 入会金 : 18万円
- (2) 会費 : 1万円

・給付

会員及び家族の給付金は、福祉共済会施行細則にもとづいて行われている。

【会員給付】

- (1) 死亡及び全盲給付金-----200,000円
- (2) 休業給付金：疾病、傷害による連続10日以上休業の場合に給付（1回限り）
50,000円
- (3) 災害給付金 -----100,000円
 - ①家屋 1/3 以上破壊、床上浸水（90cm以上）及び 1/3 以上焼失及びこれに準ずるもの
 - ②前項の被害に準ずるもので幹事会において損害大と認めた場合
- (4) 健康助成給付金：
疾病・傷害給付金を受給していない者に限り5年ごとに50,000円を給付する。ただし、入会5年に満たない者については、入会年数の1年度を10,000円に換算し給付する。

【家族給付】

- 1 親等に限り死亡の場合、花環あるいは花環相当額を給付する事ができる。 但し、15,000円を限度とする。

・給付金の申請

事故発生日より30日以内に事実を証明する書類を申請書に添え事務所に提出する。

2) 東京都歯科医師会福祉共済について

東京都歯科医師会会員のための福祉活動を行っている。

- ・負担金 : 年48,000円 前期・後期分納
- ・給付

(1) 死亡・全盲・廃疾共済金

- ① 会員死亡に際し、予め指定された受領者に死亡共済金 50 万円を給付。尚、後述の傷病共済金を受けずに死亡の場合は、50 万円の特別見舞金を添えて給付される。
- ② 会員が全盲または廃疾のため業務を廃止し、退会する場合は、死亡共済金に準じた共済金を給付。

(2) 傷病共済金 : 1ヶ月以上病気のため休診したとき。(代診が居てもよい)

- ・ 1回～12回 月額 120,000円
- ・ 13～36回 月額 80,000円
- ・ 入院加算金 : 入院加療した場合 日額 5,000円
(但し、給付期間は、通算36回まで)

(3) 火災共済金 : 会員の指定した物件が、火災により被害を受けた時。

- ① 全焼 (総面積の 70%超) 1,200,000円
- ② 部分焼 (総面積の 70%以下)
100,000円以上1,200,000円未満
(状況により増減)
- ③ 消火活動による損害 50,000円以上500,000円以下
(状況により増減)

(4) 災害共済金 : 会員が指定した物件が、風水害あるいは事故等で被害を受けたときは、その状況により、火災共済金に準じ、災害共済金が給付されます。

(5) その他 : 負担金の立て替え払い制度、死亡共済金の一部前払い制度などがあります。詳しいことは、事務局までお問い合わせ下さい。

3) 日本歯科医師会福祉共済について

日本歯科医師会会員のための福祉活動をしています。

・負担金 : 月額 8,500円

(原則として3ヶ月毎に銀行口座からの引き落とし)

但し、共済部員として30年以上在籍し、且つ80歳以上になると免除

・給付 (会員のみ対象)

- (1) 死亡共済金 : 800万円 (但し、45歳未満は1,000万円)
予め指定されている受領者に給付
- (2) 火災、災害共済金及び傷害共済金 : 詳しくは、事務局へ
- (3) その他 : 負担金の立て替え払い及び死亡共済金の一部前払い制度があります。

平成 25 年 4 月 1 日より (予定)

・給付 (会員のみ対象)

- (1) 死亡共済金 45歳未満 : 1,000万円
- 45歳以上60歳未満 : 800万円
- 60歳以上80歳未満 : 600万円

80歳以上 : 400万円

予め指定されている受領者に給付

(2) 火災、災害共済金及び傷害共済金 : 詳しくは、事務局へ

(3) その他 : 負担金の立て替え払い及び死亡共済金の一部前払い制度は廃止となります。

8 武蔵野市歯科医師連盟について

- 目的**：公益社団法人東京都武蔵野市歯科医師会の目的と事業を達成するために必要な活動を行っています。
- 沿革**：平成6年3月まで東京都歯科医師政治連盟武蔵野支部として、平成6年4月1日に東京都武蔵野市歯科医師連盟として独立し、武蔵野市歯科医師会が行えない政治活動を行っています。日本歯科医師連盟、東京都歯科医師連盟に協力しております。
- 活動**：① 機関紙等の発行……連盟からのお知らせ等を行います。
② 関係方面への宣伝活動・業権の確保のための活動
- ・ 都歯連盟、多摩地区歯科医師会連合会への出席
 - ・ 市長、都議を囲む会・市議との懇談会の開催
 - ・ 市長、都議、市議主催の会合への出席
 - ・ 地元三師会との協力と懇親
 - ・ 衆議院選挙、参議院選挙、地方選挙(武蔵野市長選、市議選、都議選)に対応した活動
 - ・ 新春の集いの協力
- 会費**：16,000円(年)

9 新春の集いについて

本会が主催し、武蔵野市歯科医師連盟が協力します。

平素、交誼を頂く関係諸団体の代表者を招待し、本会の会務運営に尚一層の理解と協力を仰ぎ、重ねて昨年一年間の親交に感謝の意を表します。

各種健診業務をはじめ、介護保険への対応、また地域保健医療計画の推進に関して、武蔵野市が属する多摩地域医療圏の歯科保健医療などいずれも歯科医師会という組織での対応を余儀なくされています。

そのため地元三師会活動や近隣地域歯科医師会との親睦と協調関係は必要不可欠からざるものといえます。

さらに武蔵野市当局や東京都衛生局の出先機関である保健所などとの円滑な関係維持にも重要な意味を持っています。

武蔵野市長、多摩府中保健所長の他、都議会議員、市議会議員を含め、各関係諸団体の長を招いての親睦・懇親の席は、地域医療活動の一端を担う武蔵野市歯科医師会の目的遂行の大きな役割を果たしています。

また、本会会員にも出席していただき、これらの諸団体との交流や会員同士の交流を行うことで歯科医師会の統一性を図ります。

会の後半ではビンゴ大会も行い、豪華景品を用意しております。

10 三師会について

市民の健康と質の高い医療サービスを維持する為に武蔵野市の医師会、歯科医師会、薬剤師会の3者で武蔵野市三師会を結成し連携を深め、より団結を高めることを目的とした会です。

目的： 武蔵野市民の健康を守り、会員相互の親睦を計ること。

構成： 武蔵野市の医師会、歯科医師会、薬剤師会の3者。

(武蔵野市歯科医師会の会員は三師会の会員です)

事務所： 武蔵野市医師会事務所

事業： 1) 会長会

2) 幹事会

3) 総会-----6月頃

臨時総会----統一地方選挙、都議会議員選挙の年に開催

三師会選対会議-----三師会の連盟として結束し活動

4) 囲碁大会

5) 麻雀大会

6) 三師会新旧会長会

7) 親善役員ゴルフ

(総会、囲碁、麻雀の当番会は持ち回り)

役員： 会長 (医師会)、副会長 (歯科医師会)・(薬剤師会)

幹事は各会より4名

11 災害救助委員会(警察歯科医会)について

災害救助委員会(警察歯科医師会)は、緊急災害時等において歯科医療救護ならびに身元確認等を円滑に行えることを目的として活動しています。

災害救助委員会ではこれまで武蔵野市防災課との密な連携を行い、東京都や武蔵野市が行う総合防災訓練への参加、救命救急講習会ならびに災害救助講演会の開催等を通じて、大規模事故・災害時に円滑な歯科医療救護活動ができる態勢の充実に努めて活動してきました。

武蔵野警察歯科医会は昭和62年5月9日に武蔵野市歯科医師会の任意団体として発足した東京都で最初の警察歯科医会です。発足後は武蔵野警察署と密な連携のもと、身元確認活動等において積極的な事業を行ってきましたが、本会の公益社団法人化に伴い平成23年4月に本会と合併しました。現在は災害救助委員会(警察歯科医会)としてその事業を継続しています。

平成23年3月の東日本大震災を契機に、今後起こり得る大規模事故・災害に備えてより強固な態勢への再構築が必要になっており、委員会での協議を継続しております。会員各位におかれましても、講習会、講演会、各種訓練等への積極的な参加ならびに協力をお願いいたします。

1 2 東京都歯科健康保険組合について

本組合は、昭和 30 年 4 月 1 日に厚生大臣の設立認可を受け、東京都歯科医師会の会員並びに診療所の従業員の福祉を目的に作られました。

組合への加入は、事業主の同意により加入申請がなされ、同組合理事会の承認を得たのち、東京都知事の認可を受けて加入事業所となります。

また、事業所が組合に加入しますと、事業主及び常勤の従業員は全員強制加入となります。本組合は、各種法定給付以外に、組合独自の付加給付（人間ドック、B 肝ワクチンの接種や体育奨励金等）があります。

・保険料

被保険者の標準報酬月額に保険料率を掛けて計算し、事業主と従業員の折半負担となります。

・連絡先

東京都歯科健康保険組合

〒170-0004 東京都豊島区北大塚 2-11-11

☎ 03-3918-7511

FAX 03-3918-0588

1 3 青色申告会について

青色申告会は、1950 年青色申告者によって組織された自主的な納税者団体で、会員数は全国に約 110 万人、会員の中から選ばれた役員がボランティアで会の運営にあたっています。

入会は任意で、入会金 1,000 円、会費は 3 ヶ月 4,000 円（年 16,000 円）です。

武蔵野青色申告会に一部会として、武蔵野青色申告会歯科医師部会があり、武蔵野、三鷹、小金井の三市の会員で構成され、会員数は平成 24 年 6 月現在で武蔵野 33 名、三鷹 29 名、小金井 19 名です。

◎活動内容

1. 部会総会
2. 青色申告会総会及び懇親会
3. 税務行政協議会
4. 医師部会との合同研修会
5. 確定申告時の青色コーナーの設置
6. その他

◎連絡先

一般社団法人武蔵野青色申告会

〒180-0004 武蔵野市吉祥寺本町 3-26-6

☎ 53-8665

FAX 51-0826

1.4 小規模企業共済について

「小規模企業共済」は、中小企業基盤整備機構（中小機構）が運営する、小規模企業の個人事業主、法人（会社など）の役員または共同経営者を対象とした「退職後の生活の安定や事業の再建を図ることを目的とした資金」を準備するための共済制度です。いわば経営者の退職金共済制度といえるものです。

1) 加入条件

個人事業主の方、法人（会社など）の役員の方または共同経営者の方で、ある一定の条件を満たす方が加入できます。

H23年1月より、配偶者などの事業専従者（ただし、共同経営者の要件を満たしていれば共同経営者として加入できます。）

加入資格のない方の一例として、医療法人は加入できません。

加入条件の詳細については、事務所または武蔵野青色申告会（53-8665）にお問い合わせ下さい。

2) 掛金

1,000円から7万円まで、500円刻みで掛けることができ、月払い・半年払い・年払いの3とおりの払込方法（払込区分）を選択できます。

なお、その年に払い込んだ掛金は全額所得控除を受けられます。

3) 貸付け

臨時に事業資金が必要なときは、掛金の範囲内で貸付けを受けることができます。

例) H25年1月1日現在 500万円（3年分割払い） 1.5%

4) 共済金（解約手当金）

本制度で受け取れる共済金等には、「共済金A」、「共済金B」、「準共済金」があります。共済契約者の事業上の地位や共済金等を請求する理由によって、受け取れる共済金等の種類および金額が変わります。また、共済契約を途中で解約した場合などには、掛金納付月数に応じた「解約手当金」を受け取れます。ただし、掛金納付月数が240ヶ月（20年）未満での解約では、解約手当金の額は掛金残高を下回ります。なお、掛金を納付した期間が12ヶ月に満たないと掛捨てとなります。

5) 取扱窓口

中小機構の業務を取り扱っている委託団体（商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、中小企業の組合、青色申告会など）、または金融機関（都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、信用組合、商工組合中央金庫など）で取り扱っています。

<http://www.smrj.go.jp/skyosai/>

1.5 歯科医師会の各種融資制度について

1) 日歯、都歯関係

本会会員は、下記の融資を受ける事ができます。詳しくは本会事務所にお問い合わせください。

(平成 24 年 4 月現在)

区 分	歯科医療融資(都歯)	日歯青色ローン	日歯年金ローン
限度額	返済可能額	5,000 万円以内	500 万円以内
利 率 (年利)	変動金利 500 万円以内 1.475%~1.675% 2,000 万円以内 1.575%~1.775% 5,000 万円以内 1.675%~1.875% ★5,000 万以上申込の場合、5,000 万円までは上記利率を適用し、超過分については個別交渉	変動金利 短期 500 万円以内 1.475%~1.675% 長期 2,500 万円以内 1.575%~1.775% 5,000 万円以内 1.675%~1.875%	変動金利又は固定金利 ①教育、介護、リフォーム ②マイホーム購入、引っ越し関連、プライベート、メモリアル関連 上記の用途により利率が異なる。
期 間 (据置期間)	運転資金 5 年以内(3 ヶ月以内) 三菱東京 UFJ 銀行 2 年以内(3 ヶ月以内) その他銀行 設備資金 15 年以内(2 年以内) 入会金等 5 年以内(3 ヶ月以内・500 万円以内) みずほ銀行	短期 2 年以内 (6 ヶ月) 長期 15 年以内 (1 年以内)	①10 年以内 ②7 年以内
担 保	500 万円までは不要(原則として) 500 万円以上は 要	短期 不要 長期 要(有価証券又は不動産)	不要
保証人	連帯保証人 1 人 (法定相続人可)	連帯保証人 1 人 (法定相続人可)	不要
銀行名	三菱東京 UFJ みずほ 三井住友 りそな 東京都民 東日本 横浜 わかしお 八千代 中央三井信託	日本歯科医師会取扱 銀行(98 行) ※八千代銀行は除く	三井住友信託
申込方法	本会にある所定の申込書に必要事項を記入し提出 本会⇒都歯⇒銀行本部⇒取扱支店へ送付	<青色ローン>の申込書に必要事項を記入し、本会経由のうえ提出	銀行の支店へ直接連絡
資 格	東京都歯科医師会会員で取引銀行が社会保険診療報酬の振込指定銀行であること(原則)	東京都歯科医師会会員で青色申告をしている会員	日歯年金加入者 5 年以上
使 途	運転資金・医療設備資金		
融資の決定	申し込み銀行と各自交渉、銀行が個別に調査して決定		

2) 都歯の住宅ローンについて

(1) 申込資格

- ① 東京都歯科医師会会員
- ② 20 歳以上 66 歳未満
- ③ 団体信用生命保険加入を認められた者

(2) 資金使途

本人居住用住宅の購入、新・増・改築・補修資金

(3) 融資金額

1 億円以内

(4) 融資期間

3 5 年以内

(5) 金利

銀行の定める住宅ローンの金利比 0.3% 優遇

(6) 担保

融資対象不動産

(7) 提携銀行

みずほ銀行、東京三菱 UFJ 銀行、りそな銀行、三井住友銀行、東日本銀行
UFJ 信託銀行、みずほ信託銀行、新生銀行

3) 武蔵野市小規模企業者対象の融資あっせん制度

1) 制度の目的

この制度は、小規模な企業を営む経営者に対して経営上必要な融資の斡旋をし、融資金額にともなう利子に対して市がその一部を補助するものである。

2) 融資の対象 (下記の 3 項目を全て満たすことが必要)

- ① 個人にあっては、市内に住所を有すること。法人にあっては、市内に本店所在地があること。
- ② 市内または都内に事業所を有し、引き続き一年以上同一場所で同一事業を営む個人または法人 (常時使用する従業員が 20 人以下、商業、サービス業の場合には 5 人以下のところ、かつ資本額が 1,000 万円以下)
- ③ 原則として最近 1 年間に納付すべき市民税 (法人の場合には法人市民税) を完納しているほか、納付すべき所得税 (法人の場合には法人税) を完納していること。

3) 融資の条件

- ① 使 途 : 運転資金又は設備資金
- ② 金 額 : 1,250 万円以内
- ③ 借入期間 : 運転資金・5 年以内、設備資金・7 年以内 (据置期間 6 ヶ月以内を含む)
- ④ 利 率 : 年 2.4% (固定金利)
- ⑤ 担 保 : 無担保
- ⑥ 利子補給 : 利率の半分 1.5% の利子補給

[問い合わせ先]

武蔵野市市民部生活経済課産業振興係

☎0422-60-1832 (直通)

1.6 医事処理について

医事紛争、患者さんとのトラブルが起きてしまった場合には、まず事務局または専務理事にご連絡ください。

その後、必要に応じて東京都歯科医師会の医事処理委員会に申し立てをします。なお、ご自分で全て解決しようと相手の言いなりになり、金銭など支払わないよう十分ご注意ください。

下記の歯科医師賠償責任保険には必ずご加入下さい。また、閉院される先生は延長保証制度もご利用ください。

1.7 歯科医師賠償責任保険について ★必ずご加入下さい★

医療過誤等による医療上の事故だけでなく、建物・設備の使用・管理上の事故についても保険が支払われる制度です。

当会で毎年9月に募集しており、団体扱いで保険料が20%割引になっています。年間保険料は契約の種類により異なります

◎問い合わせ先◎

(株) G I A ☎ 042-524-3203 (担当者：廣瀬雄司)

<契約の種類と保険料>

団体割引 20%適用済

加入タイプ	医療行為(医療業務)に起因する事故の場合 (免責金額：なし)		医療行為以外(建物・設備の使用・管理等)に起因する事故の場合 (免責金額 1 事故につき：1 千円)			種類	年間保険料
	対人		対人		対物		
	1 事故	年間限度	1 名	1 事故	1 事故		
S 開業医+ 勤務医+医療従事者	1 億円	3 億円	1 億円	10 億円	1 億円	S1	11,130 円
					2,000 万	S2	11,080 円
A 開業医+勤務医	1 億円	3 億円	1 億円	10 億円	1 億円	A1	8,990 円
					2,000 万	A2	8,940 円
B 開業医+医療従事社	1 億円	3 億円	1 億円	10 億円	1 億円	B1	8,610 円
					2,000 万	B2	8,560 円
C 開設責任者	1 億円	3 億円	1 億円	10 億円	1 億円	C1	6,470 円
					2,000 万	C2	6,420 円
D 勤務医	1 億円	3 億円				D	5,410 円

★1. 建物・設備の使用管理上の事故は、免責金額が 1,000 円です。

2. 診療所(医院)開設者の先生がご加入の場合 S~C 型を、勤務医の先生は診療所(医院)開設者の先生が保険未加入の場合のみ D 型にてお願い致します。

3. 閉院される先生は延長保証制度もご利用ください。

1 8 会よりの連絡方法について

1) FAX について

会よりの連絡は原則として FAX にて行います。

訃報等緊急の連絡は夜間送信することもありますので、出来るだけ常時受信（自動受信）の設定をしておいてください。ペーパーレスを目指し、電子メールを用いた連絡も受け付けています。

事務局メールアドレス：webmaster@musashino-dental.or.jp

2) 会のお知らせについて

毎月第4水曜日頃会より連絡事項等を FAX またはメールをします。必ずお目通し下さい。保存性と速報性の点からなるべくメールによる配信をお願い致します。

3) MDA「会のあゆみ」について

当会に関係した会合・出務等を掲載いたします。

4) 整備会よりの連絡について

レセプトの提出は FAX での「会のおしらせ」の提出日をご確認の上、必ず時間内をお願いします。

保険提出日には、会より問い合わせの電話をすることがありますので、連絡が取れるようにお願いします。

また、レセプトで問題点がある時には翌日 FAX でレセプトをお送りしますので、訂正後ご返信または事務局に電話連絡をお願いします。

※武蔵野市歯科医師会は専用のレンタルサーバーと契約し、ホームページ運営、プライベートなメーリングリストや会員各自のメールアドレスを取得することが可能です。現在使用中のメールアドレスを他人に教えたくない方は歯科医師会のメールアドレスを申請可能ですのでご利用下さい。詳しくは総務担当理事までご連絡下さい。

5) 災害等緊急時の連絡について（医療管理担当分）

通常の話と携帯メール（承諾者のみ）による連絡を行います。

①電話連絡について

会の災害対策本部より電話により会員の安否確認、連絡等を行います。会が発行している最新版の電話連絡簿を用い、各ブロックの班長に電話をしますので、電話連絡簿の順に連絡を行って下さい。最後に連絡を受けた会員は結果を班長に連絡し、班長は災害対策本部に報告してください。

②携帯メールによる連絡について

会の災害対策本部より携帯メールでの連絡を希望・承諾された会員へ一斉送信しますので、安否、連絡事項等を返信してください。

プライバシー保護の観点から、メール・アドレスの管理は厳重に行っておりますの

で、未登録の会員もぜひご参加くださるようお願いいたします。
メール・アドレスの変更がありましたら、速やかに事務局までご連絡ください。

※緊急時には会からの連絡が困難な場合もあります。各班ごとあるいは会員個人から安否や被害状況等を会まで自主的に報告していただくことも大切ですので、ご協力をお願いいたします。

19 役員職務分担について

役 職	担当委員会等	職務内容
第 一 副 会 長	・保健所・健康づくり事業団・障害者福祉センター	<ul style="list-style-type: none"> ・会長を補佐し,会務の分担処理 ・対外的関連渉外等の業務 ・理事業務の統括分担と遂行
	・福祉共済・連盟	
第 二 副 会 長	・福祉共済	<ul style="list-style-type: none"> ・対内的関連団体の分担処理 ・会務に関する全ての対応
	<ul style="list-style-type: none"> ・地域保健 (よい歯のための集い・無料歯科健診) 	
専 務 理 事	・運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・会務に関する全ての処理 ・総務業務との分担処理,会員の掌握 ・理事会の運営,相談・苦情の処理 ・対内的関係団体の連携・運営
	・選挙管理	
	・会長,監事候補者推薦	
	・班長会	
総 務	・褒賞関係	<ul style="list-style-type: none"> ・庶務関係・相談業務・会員の掌握 ・表彰関係・慶弔関係・会報の作成 ・講習会,講演会の開催 ・ホームページの管理
会 計	・会計管理	<ul style="list-style-type: none"> ・会計処理,管理・青色申告会との連携 ・銀行・金融機関の掌握 ・税務・納税貯蓄組合との連携
学 術	・学術	<ul style="list-style-type: none"> ・学術講演会の開催・生涯研修事業 ・医療情報の収集,分析・IT化推進 ・図書,ビデオ等の整備,管理 ・医業経営の情報収集,管理
社 会 保 険	・社会保険	<ul style="list-style-type: none"> ・社,国保整備,指導・保険の相談,指導 ・講習会,公聴会の開催・資料の収集,作成
	・国保指導整備	
災 害 救 助 (医 療 管 理)	・災害救助	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策(B肝、A I D S 等) ・救命救急講習会の開催
	・警察歯科関係	
社 会 医 療	・地域歯科医療対策	<ul style="list-style-type: none"> ・武蔵野市歯科保健医療サービスシステム (在宅・施設・医療連携)・障害児(者)歯科対策 ・介護保険の研究
	・健康推進	
	・介護保険	
地 域 保 健	・口腔保健	<ul style="list-style-type: none"> ・1.6歳児健診及び母親健診・妊婦健診 ・3歳児健診・5歳児健診・このとり学級 ・歯科健康健診等の検討,結果分析,資料の作成 ・親子コン・健康講座・乳幼児歯科相談(卒業教室) ・市民歯科健康相談・学校歯科関係 ・各種健診の資料収集,分析 ・産業歯科関係・休日歯科応急診療
	・学校歯科	

広報・厚生	・広報・厚生	<ul style="list-style-type: none"> ・広報活動・MDAの発行 ・周年記念事業資料の収集・新年会の開催 ・ブロックの交流・各種懇親会の開催 ・会員レクリエーション ・クラブ,同好会の掌握,助成
-------	--------	---

20 各種委員会の委員選出について

担当役職	委員会名	選出方法	人数
専務	・運営協議会	ブロック	8
	・選挙管理委員会	総会	4
	・福祉共済	ブロック	4
	・班長会	ブロック	10
総務	・会務検討委員会	理事会	4
学術	・学術委員会	理事会	4
社会保険	・国保指導整備委員会	理事会	8
災害救助	・災害救助委員会	理事会	4
	・医療管理・安全委員会	理事会	4
	・警察歯科医会	理事会	4
社会医療	・かかりつけ歯科医委員会	理事会	8
	・口腔ケア介護委員会	理事会	4
地域保健	・歯科健診検討委員会	理事会	10
	・学校歯科口腔健診委員会	理事会	5
広報・厚生	・広報・厚生委員会	理事会/ブロック	8
	・よい歯のための集い委員会	理事会	6

第一副会長担当：学術 災害・医療管理 広報厚生 連盟

第二副会長担当：地域保健 社会医療 社会保険

21 ブロック及び班について

会務の円滑な運営と協力を図るため定款施行規則に基づきブロック及び班を設けています。

- ・東部ブロック (第1班、第2班)
- ・中部ブロック (第3班、第4班、第5班)

- ・西久保ブロック (第6班、第7班)
- ・境ブロック (第8班、第9班、第10班)

- ◎各班に班長がおり、各ブロックの班長の中から総班長が決まる。
- ◎各ブロックの独自性が認められている
- ◎小・中学校の校医やブロック選出委員の決定をする。
- ◎入会の希望がある場合、該当ブロックで協議し理事会に諮る。
- ◎全会員のコンセンサスを必要とする時、班長会又は全員懇談会を開催することもある。

2.2 保健センターでの健診等について

事業内容		曜日	時間	担当者
1	こうのとりのり学級	第2月曜	13:15~14:30	理事が講話
2	1.6才児歯科健診	第2・4木曜	9:45~12:00	会員
3	1.6才児母親歯科健診	同上	同上	会員
4	乳幼児歯科相談	(予防教室) 月曜	9:30~11:30	衛生士が担当
		(健診) 月3回 (月・木)	9:30~11:30 13:30~15:30	会員
		(卒業教室) 偶数月 水曜	13:00~15:00	会員
5	3才児歯科健診	第2・4木曜	13:30~16:00	会員
6	5才児歯科健診	7,3月の 水曜	13:00~15:00	会員
7	健康講座	年1回	—	理事会で 決定
8	市民歯科健康相談	奇数月 年6回	13:30~15:30	理事
9	障害者歯科相談	月1~2回	13:00~16:00	会員

◎健診業務に執務するに当たって

武蔵野市から委託された保健センターでの健診事業は、武蔵野市民の健康を我々歯科医師が担う上で、各診療所での診療と同様、責任があります。

健診を受けた方の疾患の早期発見、および予防に関する内容は、よりわかりやすく説明をし、かかりつけの歯科医院に受診を促すのが役目であります。

手洗い、グローブは一人ひとり交換する、質問には丁寧に対応するなど、保健センターの各健診を受けられた方が、安心して、より喜んでいただけるように、また率先して歯科の健診や受診を受けていただくよう努めて下さい。

1) こうのとりの学級

妊婦に対する口腔健康管理について、歯科医師がスライド等を使用し、講話を 20 分間行い、その後衛生士によるブラッシング指導を行っている。担当医師は、理事が行っている。

- ①対象者 妊婦
- ②日程 歯科の講話は、第 2 月曜日 13:30～14:30
土曜日は歯科医師の講話なし。

2) 1.6 才児歯科健診

成長、発達に及ぼす疾患が顕在化する時期であり、その疾患を早期発見するために、昭和 50 年頃から全国的に始まった。

歯科では口腔内の軟組織疾患の早期発見と共に、う蝕罹患性の高いグループを早期発見し、早期指導し予防に努める。

- ①対象者 1 才 6 ヶ月～1 才 9 ヶ月未満の幼児
- ②日程 原則的に第 1、第 3 木曜日 9:45～12:00

4) 1.6 才児母親歯科健診

出産から子育てに追われ、自分の健康をおろそかにせざるを得ない母親を対象とし、母親自身の「健康の質の向上」を計り、それを通じて家族全体の健康に寄与する目的を持って行われる。(1.6 才児歯科健診と同時に行われる)

- ①対象者 1 才 6 ヶ月～1 才 9 ヶ月未満の幼児の母親
- ②日程 原則的に第 1、第 3 木曜日 9:45～12:00

5) 乳幼児歯科相談

1 才 6 ヶ月健診にて、う蝕罹患性の高い患児や定期健診を希望する患児に対して以下の事業を行っている。

①予防教室

衛生士による母親への教育を講話及び歯ブラシの指導を行っている。

- ・日程 月 2～3 回 (月・木) 9:30～11:30

②健診

歯科医師による健診及び個人指導、フッ素塗布等を行っている。

- ・日程 月 2～3 回（月・木） 9:30～11:30
13:30～15:30

③卒業教室

健康管理が終了する 4 才児を対象として、今後も継続的に口腔に関心をもってもらうために、健診と口腔衛生指導を行っている。

- ・日程 偶数月の水曜日（年間 6 回） 13:00～15:00

6) 3 才児歯科健診

乳歯列期完成となる 3 才児を対象として行われ、う蝕や不正咬合、習癖（指しゃぶり）などに対する疾患の発見や指導を行う。

- ①対象者 3 才児
- ②日程 原則的に第 2、第 4 木曜日 13:30～16:00

7) 5 才児歯科健診

5 才児、6 才児の希望者に対して、第 1 大臼歯のう蝕予防を目的として、健診を行っている。

- ・日程 7 月、3 月の木曜日（年間 2 回） 13:00～15:00

8) 健康講座

保健センターの講座室にて開催される市民の健康増進を目的とした講演会で医科・歯科・薬科それぞれの分野で行われる。

年 1 回当会担当になるが、理事会で講師の選択をしている。

毎年 11 月頃行われ、市報等により市民に対して広報される。

9) 市民歯科健康相談

成人を対象として、口腔に関する治療・予防に関する悩み事に対して、相談をし、適切な指示を与え、悩み事を解消する。

- ・日程 木曜日（年 6 回） 13:30～15:30

10) 障害者歯科相談

障害者の口腔健診を行い、要治療者には紹介先を教えたり、あるいは予防指導を行う。

また、他に相談事項があれば、適切なアドバイスをする。現在は保健センターでの健診が主であるが、保健センターまで通所可能な方より不可能な方たちのほうがより歯科的なケアを必要としていると考えられるため、今後は施設に会員が出向いて健診を行なう様に事業の形態を変革していきたいと考えている。

- ・日程 原則として毎月第 3、第 4 金曜日 13:00～16:00

2.3 介護予防事業について

平成12年4月より「介護を社会全体で支える」という理念から施行された介護保険が、平成18年4月から第3期介護保険事業計画としてスタートした。改革の基本的視点は、介護保険制度の「持続可能性」給付の効率化・重点化、「明るく活力のある超高齢化社会の構築」として、予防重視型システムへの転換、「社会保障の統合化」として、効率的かつ効果的な社会保障制度体型への方向が示されている。増大する介護保険給付への対策を含め、制度全体を「予防重視型システム」へ転換することが大きな柱とされている。

「介護予防」は「生活習慣病予防」とは異なり、疾病予防の対応ではなく、身体機能や生活機能低下の予防が中心であり、老年期症候群をいかに早期に発見・対処していくかの視点で取り組むことが重要である。口腔機能に問題のある高齢者は非常に多いのにもかかわらず、本人が気づかない、我慢してしまう、諦めてしまうケースが多く見受けられる。口腔の諸問題の改善が介護予防に貢献する可能性が多いのにもかかわらず、高齢者の歯科健診が少ない状況である。したがって、地域における介護予防事業などの中で、従来の医療保険制度では評価しきれなかった口腔機能の健康度評価を行い、生活上の口腔領域の不具合、機能減退を早期に発見し、介護予防における口腔のケアプログラムや医療対応としての専門的口腔ケアにつなげることにより「食べる」機能及び口腔清潔などの改善が包括的に推進され、高齢期における食生活を中心としたQOLの維持向上へ貢献できると考える。

以上のことから平成19年4月より試行された介護予防事業の一環として、武蔵野市歯科医師会は武蔵野市と共に「歯つらつ健康教室」を立ち上げ、地域支援事業における高齢者の摂食嚥下指導・口腔機能向上プログラムを実施している。

年4期、1期6回の教室を実施している。開催場所は市内4ブロックで各1回づつ行っている。

2.4 高齢者施設歯科健診について

①高齢者施設（デイサービス）通所者歯科健診

市内10カ所の施設においてデイサービスの利用者を対象に、口腔ケア、摂食嚥下障害に関する健診を行なっている。

②口腔ケア教室（口腔ケアプログラム）

口腔ケアとは何か、意義・必要性・方法等を講義し、市民の口腔衛生状態の改善並びに全身状態の健康増進を目的としている。7カ所のテンミリオンハウスでは、通所者に対して歯科医師の講義と歯科衛生士による実習、10カ所のデイサービスセンターでは歯科衛生士が施設職員に対して講義を行っている。

③特別養護老人ホーム歯科協力医事業

ゆとりえ、吉祥寺ナーシングホーム、親の家、武蔵野館の市内4カ所の特養において、会員の中から協力医を募り、月1回の訪問と、施設からの要望に随時応えられる体制をとっている。口腔ケアに関しては、誤嚥性肺炎の減少等、顕著な効果が見られている。今後はさらに、東小金井の日本歯科大学口腔リハビリテーション多摩クリニックとも密

な連携を計りながら、摂食嚥下リハビリテーションにも取り組んでいく。

2 5 摂食嚥下リハビリテーション研修

我が国は今後、これまでに世界でも類を見ない高齢化社会を迎えることになるのは必定である。そこで、歯科医師が自分の診療所で診療しているだけでその責務が果たせるものではないことは必定である。在宅での診療はもちろん、摂食嚥下に関する知識、リハビリテーションに関する指導が我々に求められる大きな責務の一つになることは自明である。しかしながら、40代以上がほとんどを占める現在の歯科医師会の会員のほとんどは大学においてそのような教育、指導は受けていない。そこで、歯科医師会としてはそこを補うべく、年に複数回にわたる系統だった講習会を行うことによって、会員のレベルアップを図り、今後増加していくであろう市民へのニーズに応えていく。

2 6 在宅高齢者訪問歯科健診

平成12年12月より実施され、おおむね65歳以上で何らかの理由で歯科診療所へ通院が不可能な市民に対し、自宅へ訪問し従来の口腔健診と共に、口腔ケアに関する指導・相談を行い市民の健康に寄与することを目的としている。

健診結果に基づき、必要に応じて訪問歯科診療も行っている。

しかしながら、申請件数はわずか数件にとどまり、本事業は停滞している。

在宅の高齢者の口腔内の状況は介護職からのケアを受けている施設入居者に比べて極端に悪いケースが多い。在宅の高齢者の口腔内の状況を改善する潜在的な需要は非常に多いものと考えられる為、事業内容をニーズに見合ったものに変革すべく委員会等で、熱心に検討している。

2 7 歯科健康診査

昭和61年度より「老成人歯科健診」として40歳以上の市民を対象として歯科口腔健診が各受託医療機関にて実施されている。

平成17年度より、2か月から8月9月10月の3か月間に延長した。

更に平成23年度より、一般検査の中に口腔粘膜疾患の診査を新たに加え、歯周疾患の検査（CPIコード）、口腔機能検査（顎関節の診査、義歯の診査、摂食機能の診査、嚥下機能の診査（RSST））を行っている。

2 8 妊婦歯科健診

妊娠された市民のう蝕や歯周疾患の早期発見、予防の衛生指導等を行う。

平成23年10月1日より、今までの保健センターでの妊婦歯科健診を各診療所（受託医療機関）で受けられるようになった。体調が良く、都合の良い時に、近くの診療所で健診を受けられるようになり、なるべく多くの妊婦に歯科健診を受けていただけるよう

になっている。

2 8 30 歳代お口の健診

東京都の新たな歯科保健目標は、少子高齢化に対応すべく、新プロジェクト「いい歯東京」とし、実施期間は平成 23 年度～27 年度の 5 年間となった。

平成 22 年度 武蔵野市 歯科健康診査において、

『進行した歯周病に罹患している者（C P I コード 3 以上の者）』の割合は、40 歳で、東京都の目標値 18%に対し、

東京都 : 20.1%

武蔵野市 : 29.1%

と、重篤歯周病罹患率が東京都より武蔵野市民は高くなっている。

原因としては、現在、武蔵野市として、学齢期から老成人保健の対象となるまでの期間（18～39 歳）に、歯科の健康診査をはじめ、歯や口の健康に関するサービスが全くない現状が挙げられる。

子育て世代でもある多忙な 30 歳代は、特に歯周病等、自覚症状がないとなかなか自主的に歯や口の健康診査を受ける機会がないのが現状である。

歯周病予防としては 40 歳からでは遅く、30 歳代からの早期予防が重要度を増すため、平成 23 年度より 30 歳代「お口の健診」を武蔵野市歯科医師会の自主事業として実施することになった。

対象者は、30 歳と 35 歳の武蔵野市民とし、健診のお知らせチラシを対象者全員に送付し、各委託医療機関で受けられるようにした。

唾液検査を 2 種（RD テスト・サリバスター）を新たに実施し、う蝕活動性試験と唾液潜血の状態を見ることで、よりヴィジュアルに歯周疾患やう蝕の罹患状態がわかりやすくなっている。

2 9 休日歯科応急診療について

昭和 52 年より実施されている。市民の口腔領域の急性疾患および急性症状の迅速な対応のために、日曜日、祝日、およびゴールデンウィーク・お盆・年末年始において指定救急医療機関にて行っている。

◎診療受付時間:午前 9 時より午後 5 時まで(休憩時間中も電話対応はお願いします。)

◎会よりの休日診療の看板を診療所入口か院内に掲示して下さい。

◎転送等は担当医の判断をお願いします。

◎診療終了後は、休日診療報告書を速やかに歯科医師会事務局に提出して下さい。

◎あくまで応急診療が原則ですが、平素の診療と同様な心構えで対応して下さい。

◎他医院の批判的な言動は医事紛争の原因となりますのでご注意下さい。

◎担当医の変更の場合には事務局にご連絡下さい。なお、該当日 2 日以内の変更の場合には下記に必ずご連絡下さい。

★東京都保健医療情報センター(健康案内ひまわり) ☎03-5272-0303(24 時間受付)

市報掲載後の変更の場合は、必ず変更前の診療所の留守番電話
に変更先の歯科医院名・電話番号を録音して下さい。

★東京消防庁災害救急情報センター

☎03-3212-2323(24時間受付)

☆休日・夜間の薬局の情報は、

→東京都薬局機能情報提供システム「t-薬局いんぷお」で検索できます。

<http://www.t-yakkyokuinfo.jp/>

(東京都薬剤師会 TEL 03-3294-0271)

3 0 校医及び学校健診について

【市内学校・園等】			【都立学校】
小学校	中学校	保育園	中・高等学校
第一小学校	第一中学校	千川保育園	武蔵高等学校・附属中学校
第二小学校	第二中学校	南保育園	武蔵野北高等学校
第三小学校	第三中学校	桜堤保育園	
第四小学校	第四中学校	境保育園	
第五小学校	第五中学校	東保育園	
大野田小学校	第六中学校	境南保育園	
境南小学校		北町保育園	
本宿小学校		境南第二保育園	
千川小学校		吉祥寺保育園	
井之頭小学校			
関前南小学校			
桜野小学校			

◎校医・園医の決定は各ブロック会で行います。

◎校医の場合には、春の健診・就学時健診の他に、学校によっては秋の健診があります。

◎学校健診を受けられなかった児童については、養護教諭とご相談の上、追加補充の歯科健診を学校歯科医の各診療所か各学校にて実施する。

◎学校より講話等の依頼を受けた場合には、必ず対応するようにして下さい。

◎各学校で実施される学校保健委員会は必ず出席するようにして下さい。

◎各学校行事等、(可能な限り)なるべく参加して、学校・生徒との交流に努める。

◎なお、お困りの時には、地域保健担当理事にご相談下さい。

3 1 歯の衛生週間について

1) よい歯のための集い

趣旨は、広く武蔵野市民を対象とした「よい歯にするための集い」である。昭和43年6月8日武蔵野公会堂にて第一回開催、まず市民への呼びかけの一端として小中学生を対象とした。

第1～13回は、教育委員会が共催し児童・生徒を中心に行った。14回からは、一般市民を対象とした。15回には武蔵野市との共催となり開催期間も「歯の衛生週間」中の事業の一環として第2～14回まで10.11月に行っていたものを6月開催とした。

途中子供向けの色々なアトラクション等があったが25回より、大人を対象とした講演会へと変わり30回からは、介護保険にそなえてのテーマとなった。

近年では対象を比較的限定せず、歯科と全身疾患との関連性の深いものをテーマとして取り上げるようにしている。

以上のように「よい歯のための集い」は 45 回という長い年月をかけて続けて来た当会としての伝統と広く全市民を対象としての催しものとして価値ある集いである。今後も啓発の場として、その時代にあった内容を広く提供して行くものである。

2) 市民無料健診

毎年、武蔵野市恒例行事（4月桜まつり、11月むさしの青空市等）と、6月の「歯の衛生週間」、「よい歯の集い」会場、武蔵野プレイス等の公共施設にて、不特定の来場者に対し歯科健診・歯科相談・歯科衛生指導を行う。

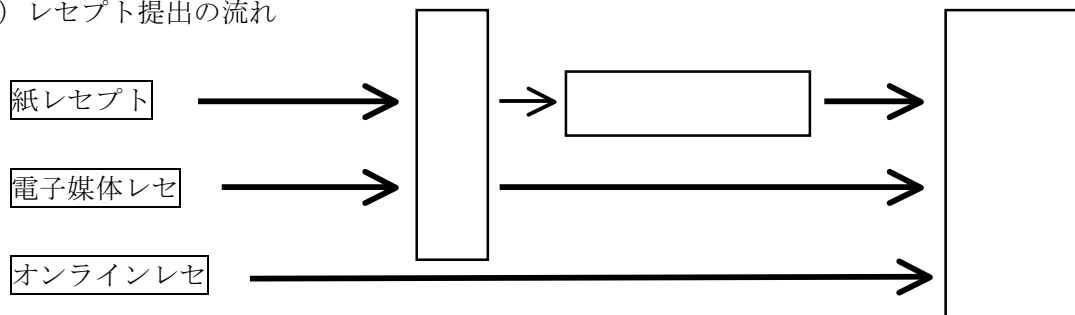
市民の口腔の健康増進に努めるとともに、お口の健康に対する関心を高めることを目的とする。

- ① 4月初旬 「武蔵野桜まつり」 武蔵野市役所 1F ロビーにて
- ② 6月 「歯の衛生週間」 保健センター
「よい歯のつどい」 武蔵野市公会堂
- ③ 11月 「歯の衛生週間」 武蔵野プレイス
「むさしの青空市」 武蔵野市役所 1F ロビーにて

3 2 保険関係について

本会では、会員から提出されたレセプトを纏めて支払基金、国保連合会へ直接運搬、提出しております。毎月の提出日は「会のおしらせ」「MDA」等に記載してあります。オンライン以外の電子媒体も必ず会に提出願います。

1) レセプト提出の流れ



2) 提出方法

◎手書きレセプト、紙印字レセプト

所定の方法にて編綴（編綴方法は会配布の台紙に記載してあります）し、事務所に提出して下さい。提出日前でも受け付けます。提出されたレセプトは「保険指導整備委員会にて点検、整備され、歯科医師会がとりまとめの上、診療報酬の請求をします。修正等必要な場合は、当日、委員からの電話連絡、又は翌日 FAXにてご連絡致します。連絡のあった場合はご協力ねがいます。

又、不在、休診等で連絡の取れない場合はそのまま提出する事がありますので、その際にはご容赦願います。

◎電子媒体（FD, CD, MO等）レセプト

電子媒体は破損の恐れがある為、ケース等に入れて事務所へ提出願います。その際、表面に医院名、医療機関コード、診療月等の情報を記載願います。出来れば、搬送時の間違いを防ぐ為、社保、国保の記載も願います。整備会では、画面審査も検討しておりますが、現在のところ、直接搬送となっておりますのでご容赦願います。

◎オンライン請求

各医院からパソコンにて直接請求を行って下さい。その際、お手数ですが、請求内容を会の方へ提出願います。

3) 返戻時の対応

◎返戻されたレセプトは各自整備の上、次回再提出して下さい。

書き直しが必要な場合は、返戻レセプトに赤字で大きく斜線を引き、書き直したレ

セプトに貼り合わせて提出願います。

◎整備の仕方が不明の場合は、担当理事、整備委員に問い合わせ下さい。

書き方によっては査定となってしまう場合もあります。

◎既に提出されたレセプトを戻してもらう場合は文書にて「取り下げ請求」を行います。

用紙は事務所にもありますが、支払基金、国保連合会のホームページからダウンロードも出来ます。必要事項を記載して各機関に請求願います。

◎査定内容に不服がある場合や疑義解釈に疑問のある場合。前者は「再審査請求」を行うか、後者共に、東京都歯科医師会内にある「保険常任委員会」に挙げる事が出来ます。詳しくは担当理事に問い合わせ下さい。

4) 各種用紙について

◎手書きレセプト用紙、社保請求書、国保総括表、都外後高請求書、台紙、診療情報提供書、歯管、補管に係る情報提供書等は事務所に用意してあります。

◎その他、電子レセプト請求や、オンライン請求開始に必要な書類は各レセコン会社に問い合わせ頂くか、事務所にご連絡下さい。

5) 特別会費について

会員相互扶助の観点から、「特別会費」を徴収しております。

会費は保険診療の社保本人、家族、国保一般の合計から2%の徴収となっております

6) 診療報酬明細書編綴方法

3 3 MDA（会報）について

現在会報として会誌「MDA」を年間 6 回発行しています（隔月発行）。MDA には本会の総会報告、講演会や「よい歯のための集い」等各種事業の報告、同好会の活動状況、会員から寄せられる学術や趣味等についての記事、新入会員紹介、お知らせ、「会の歩み」等さまざまな記事が掲載されます。

会員のための MDA です。皆様からの原稿をお待ちしております。
また、原稿を依頼されました折には、ご協力のほどお願い申し上げます。

1) MDA に投稿・寄稿される際の注意

- ・発行責任者は本会会長となっております。
- ・会員のほか市役所、保健所、他地区歯科医師会など関係各所へも配布しております。
- ・内容によっては掲載出来ない場合があります。

2) 投稿規定

- ・原稿の文字数は1ページでは1000字、半ページでは500字となります。
写真の掲載枚数により、収まる文字数は減少します。
詳しくは委員会までご相談ください。
- ・パソコンで原稿を執筆される方はメールでデータを送信してください。
アドレスは、webmaster@musashino-dental.or.jp です。
- ・原稿用紙に執筆される方は歯科医師会事務局に郵送または FAX してください。直接ご持参いただいても結構です。
〒180-0003 武蔵野市吉祥寺南町 2-4-7 吉祥寺ソーシャルビル 2F
公益社団法人 武蔵野市歯科医師会事務局 宛
- ・写真はデジタルデータの場合はメールで上記アドレスに送信してください。
- ・紙焼き写真の場合は事務局または広報厚生委員にお渡しください。尚、返却ご希望の方はその旨お申し出ください。

3) 原稿の締め切り日について

- ・投稿の締切りは偶数月の 1 日とし、翌月発行の MDA に掲載いたします。締切日以降の投稿は次号に掲載いたします。

3 4 厚生事業等について

本会では会員の福利厚生のため、また会員相互親睦のために次のような事業を行っております。

1) 旅行などのレクリエーション

本会主催のレクリエーションを年一回行っております。

厚生委員会では多くの会員の皆様に楽しんでいただけるよう企画、運営しております。

2) その他

総会後のパーティ・委員会解散式の開催

3 5 同好会について

現在、下記の同好会が活動しています。
入会は随時受け付けております。

- 1) ゴルフ部
- 2) アマチュア無線部
- 3) つり部
- 4) 野球部
- 5) 婦人部
- 6) 囲碁部
- 7) 麻雀部

※ゴルフ、麻雀、囲碁につきましては、三師会の大会も行われており、同好会以外の方でも参加できます。

3 6 生涯研修事業について

日本歯科医師会並びに都道府県歯科医師会が主催し、日本歯科医学会、同所属専門分科会、同所属認定分科会、歯科大学、大学歯学部、日本学校歯科医会等の協力により「JDA E-system」（Eシステム）を利用して実施しています。

生涯研修事業を修了させるには、下記の修了及び認定条件が必要です。

1) 修了の条件

- ① 本生涯研修事業修了に必要な研修単位は、実施期間（2年間）で「受講研修」「教材研修」「能動的研修」の3研修方式による合計40単位以上の取得とする。
- ② 当該事業実施期間内に入会した新入会員については、どの時点での入会でも修了に必要な研修単位は「受講研修」「教材研修」「能動的研修」の3研修方式による合計20単位以上の取得とする。
- ③ 75歳（事業実施期間終了時点）以上の会員については、修了に必要な研修単位は「受講研修」「教材研修」「能動的研修」の3研修方式による合計20単位以上の取得とする。

注：「特別研修」方式による単位を取得した場合でも、個別テーマ毎の「受講研修」方式による単位も併せて取得することができる。

2) 認定の条件

本生涯研修事業認定に必要な研修単位は、実施期間（2年間）で「受講研修」「教材

研修」「能動的研修」の3研修方式による合計40単位以上、且つ「特別研修」(注)による10単位以上を取得し、下記の条件①または②を満たした場合とする。

条件①日歯生涯研修ガイドンスの大項目(11項目)すべてに単位を取得した場合。

条件②「3研修方式に対する一定基準(受講研修:24単位以上、教材研修:10単位以上、能動的研修:6単位以上)を満たした場合。

注:「特別研修」方式による単位を取得した場合でも、個別テーマ毎の「受講研修」方式による単位も併せて取得することができる。

1. 研修方式と研修単位

1) 受講研修

1 研修コードにつき1時間1単位(1時間未満は1時間に繰り上げる)

受講研修は、各種講習会、日歯生涯研修セミナー等の講師から講義を受ける方式の研修を指す。

取得単位は受講時間によって決定する。1時間であれば1単位、2時間であれば2単位、1時間30分の場合は繰り上げて2単位となる。

2) 教材研修

1 研修コードにつき1単位

教材研修は、日歯生涯研修ライブラリー等の視聴覚教材や日歯雑誌等の書籍のような教材を自分自身で学ぶ方式の研修を指す。

取得単位は、教材の収録時間や論文の長さによらず、1単位である。

3) 能動的研修

1 研修コードにつき3単位

能動的研修は、歯科医学大会での症例発表、歯科医学関係雑誌への学術論文の投稿等の主体的な活動を行う方式の研修を指す。

取得単位は、時間によらず1活動あたり、3単位である。

4) 特別研修

1 特別研修会につき10単位(併せて個別テーマ毎の「受講研修」単位取得可能)

下表の研修会主催者が開催する「特別研修会(学術大会・総会、学会、歯科医学大会、生涯研修セミナー等)」、また同研修会主催者が開催する下記「特別研修会の定義」を満たす研修会を受講した場合には、「特別研修」による単位が取得できる。特別研修の単位は、受講研修登録用ICカードによってのみ登録できるものとする。

- ① 都道府県歯科医師会主催のもの
- ② 各地区歯科医師会主催のもの
- ③ 日本歯科医学会主催のもの
- ④ 日本歯科医学会専門分科会主催のもの
- ⑤ 日本歯科医学会認定分科会主催のもの
- ⑥ 歯科大学・大学歯学部主催のもの

- ⑦ 歯科大学・大学歯学部同窓会(校友会)主催のもの
- ⑧ 日本歯科医師会が認めた研修会 学術大会等

2. 研修単位の登録

日歯生涯研修事業での研修単位は、研修会場に設置された IC カードリーダーに日歯生涯研修事業 IC カードをタッチすること、または「Eシステム」(パソコン、プッシュホン)を利用して登録することができます。当期分の研修単位の最終登録は期末から 15 日間の登録猶予期間内にお願ひします。登録猶予期間を過ぎても登録はできませんが、この場合は次期分の登録単位とみなされます。第 4 期は最終期のため、登録猶予期間後の登録はできません。

詳細につきましては「日歯生涯研修事業実施要領」をご参照ください。

3 7 血液検査・胸部レントゲン検査及びB肝ワクチンについて

希望者に対して、年一回の血液検査・胸部レントゲン検査と年三回の B 型肝炎ワクチン接種を行っております。

血液検査は B 型肝炎ワクチン接種を行う前に抗体の有無を調べ、接種後に抗体が出来たかを確認します。また、肝臓の状態、糖尿病、尿酸値もわかる項目になっています。

胸部レントゲン検査は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第 53 条の 2、7 により、診療所の管理者は従業員(非常勤も含む)に対する結核に係わる定期健康診断の実施と保健所への報告が毎年義務付けられております。

B 型肝炎ワクチンは、感染率の高い B 型肝炎に大して抗体を作るためのもので、接種希望の方は必ず血液検査を受けて抗体の有無を確認して下さい。

1) 血液検査・胸部レントゲン検査

- 会員 無料
- 会員家族・従業員 2,000 円

2) B型肝炎ワクチン

- 会員 無料
- 会員家族・従業員 8,000 円(3回分)

※1 回の時は 4,000 円、2 回の時は 6,000 円(但し 24 年度の場合)

3 8 DVD・ビデオ・書籍の貸し出しについて

会館には日歯・都歯から送られてきた学術関係の映像資料・本会で行われた学術講演会のビデオ・歯科関係の書籍などが用意され会員の方に貸し出しています。

事務局に『申請書』がありますので、必要事項を記入の上申請してください。

また貸し出し期間は定めておりませんが、他の会員のためにも速やかに返却ください。

3 9 各種案内について(相談・連絡先の)

1. 会員、家族（配偶者、両親）の訃報
2. 病気・入院の時
3. 自宅、診療所が災害に遭った時
4. 診療所、自宅の移転・電話・FAX 番号の変更等
5. 歯科医師賠償責任保険の加入について
6. 東京都歯科健康保険組合の加入について
7. 日本歯科医師会年金加入について
8. 医業設備資金・運転資金の融資についてのお問い合わせ
9. 休日応急診療日・各種健診の担当を変更したい時は先生同士で調整したのち事務局へ。
10. 総会にやむを得ず出られない時は必ず委任状提出
11. ホームページの内容の変更届け

以上は事務局まで。

- | | |
|--------------------------|--------------|
| 11. 患者さんとトラブル等生じた時 | |
| 12. 個別指導・事故調査等で相談があれば | 専務理事まで。 |
| 13. 税務調査を受けた時・困った時 | 会計担当理事まで。 |
| 14. 各種同好会に加入したい時 | 広報・厚生担当理事まで。 |
| 15. レセプトの返戻内容について解らない時 | 社会保険担当理事まで。 |
| 16. 成人歯科健診・休日応急診療について | 地域保健担当理事まで。 |
| 17. 在宅診療・介護保険について | 社会医療担当理事まで |
| 18. 労働保険（雇用・労災）の加入について | 労働基準監督局 |
| 19. 相続、贈与等都歯嘱託税理士の相談したい時 | 東京都歯科医師会 |

1) ひまわり（24 時間医療機関案内）

◎医療機関、夜間休日診療医療機関、薬局等の医療情報を提供しています。

☎03-5272-0303

2) 外国語による医療情報サービス

◎「外国語で受診できる医療機関」「日本の医療制度案内」などのお問い合わせに相談員が応じています。（英語、中国語、ハングル、タイ語、スペイン語）

（毎日 午前 9 時より午後 8 時）

☎03-5285-8181

3) 救急通訳サービス

◎救急で来院した患者さんが、日本語が不自由のため診療に支障をきたすような場合、電話による通訳サービスをしています。

（平日午後 5 時より午後 8 時、休日等午前 9 時より午後 8 時）

☎03-5285-8185

4) くすり相談（日本薬剤師会）

☎03-3406-9140

武蔵野市歯科医師会ハンドブック

発行日 平成 25 年 3 月 31 日

発行人 辰野 隆

発行所 公益社団法人東京都武蔵野市歯科医師会

〒180-0003 武蔵野市吉祥寺南町 2-4-7

吉祥寺ソーシャルビル 2F

☎0422-49-8881 Fax0422-49-0118

URL <http://www.musashino-dental.or.jp>